

# 2026年度事業計画

2026年5月28日  
通常総会

## I. 基本方針

全船安設置の目的である“船舶製造または修理業全体の安全衛生管理水準の向上と労災保険収支の改善を目指し、2026年度の全船安活動は、2025年度の事業を継続し、その内容の充実を図り、災害防止の実効性を高めることを念頭において進める。

## II. 2026年度安全管理目標

	2026年度目標	2025年度実績	参考(過去の最良値)
死亡災害	ゼロ	4件(4人)	3件(2022年度)
休業災害度数率	1.0以下※	1.73	1.12(2012年度)

※2012年度実績1.12\*0.8

## III. 2026年度活動計画

### 1. 死亡災害の撲滅と類似災害の防止対策強化

#### (1) 重点事業所指定制度による指導・支援

本制度の推進は、指定対象事業所の安全管理水準の向上からも、引き続き総支部による重点事業所指定制度を実施する。

重点事業所指定の基準および体制・改善内容・活動方針は各専門スタッフを中心に総支部全体として整備し、計画的によりきめ細かく改善活動を実施する。

[総支部長指定事業所]

東日本:

西日本:

中国四国:四国ドック、今治造船・丸亀事業本部、ジャパンマリンユナイテッド・呉事業所、  
今治造船・広島工場、新来島どっく・大西工場、浅川造船

九州山口:大島造船所

[指導要領]

・対象事業所の状況と目標を基に、改善活動年間計画を作成し、それに沿ったきめ細かな指導援助を実施。指導期間は原則として1年間。

#### (2) 経験の浅い作業員に対する教育指導の強化

最近の統計によると経験の浅い作業員の災害が多発する傾向にあるため教育指導の強化を図る。

#### (3) 点検の実施の少ない事業所等への指導・支援

これまでに点検の実施が少なく目の届いていない事業所に対し、指導・支援を実施する。また、重点事業所に指定されたことのある事業所に対してフォローの点検を実施する。

#### (4) 総支部内相互乗り入れ安全研修の実施

事業所の相互乗り入れによる安全研修は安全管理水準の向上に寄与する有効な施策である。実施方法は各総支部の実態に合わせた計画で実施する。「好事例(自社の改善対策に参考としたい事例)」に注目し、「他社の良い点」を学ぶことによって、相互乗り入れの本来の効果を高めるよう配慮する。

#### (5) 墜落・転落災害防止対策

- ①フルハーネス型墜落制止用器具使用に係る特別教育の実施
- ②「墜落転落災害防止指針」を活用した教育実施の奨励
- ③「墜落転落災害防止指針」の見直し

## 2. 安全衛生統括管理の徹底及び統括安全衛生責任者研修会の継続実施

### (1) 統括安全衛生責任者研修会

各運輸局と共催し、全国の統括安全衛生責任者(製造部長クラス)等を対象に研修会を行う。混在作業における連絡調整の不徹底に留意し、元方と協力事業者の安全管理の徹底を図る。

※(開催時期と場所: 月 日・博多、月 日・場所未定)

### (2) 安全活動実務者教育の実施

- ・安全衛生管理全般
- ・安全衛生法の理解促進
- ・労働安全マネジメントシステム
- ・リスクアセスメント
- ・コミュニケーションの向上 他

## 3. 協力会社の新任管理監督者に対する教育の推進

協力会社の安全衛生責任者に対し、安全衛生責任者としての業務内容についてのより具体的な研修を行う。

- ・混在作業の調整方法
- ・リスクアセスメントの考え方
- ・現場パトロール時の着眼点
- ・事業場での安全衛生活動の進め方(5S)
- ・類似災害の防止対策

## 4. その他活動項目

### (1) 外国人労働者災害防止対策への取り組み

①2019 年度厚生労働省委託事業として作成した、外国人労働者災害防止対策に関する動画の活用を図る。

②2017・2018 年度の厚生労働省委託事業で作成した教育資料を活用して、会員事業所の要請にあわせて、安全教育を実施する。また、「造船現場用語集・安全衛生用語集」の活用も図る。

### (2) 安全衛生相互点検・パトロール

①安全衛生相互点検・パトロールは、随時、労働局、運輸局等の参加を依頼して実施する。

②総支部または支部・班においては、安全衛生相互パトロール及び死亡災害発生時の特別査察及びフォローアップ点検を計画通りに実施する。

### (3) 本部特別点検の実施(11月頃予定)

本部特別点検は各総支部と調整の上、指定された重点事業所を中心にパトロールに入る。

### (4) 高年齢者・新規入構者の災害防止対策

①総支部及び支部においては現場の状況に応じ、相互点検・パトロール時等に事業主に対し、高年齢者・新規入構者に対する災害防止教育・作業環境の改善配慮などの徹底を図るよう指導する。

②必要に応じ「中高年齢者安全衛生教育マニュアル」等の資料を使用する。

③働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場環境づくりを促進する。

### (5) 転倒災害の防止対策

厚生労働省と労働災害防止団体が開始した「STOP! 転倒災害プロジェクト」の取り組みを促進する。

### (6) 安全衛生参考資料の有効活用

委託事業で作成した災害防止指針、教育用ツール、災害事例シート等の有効活用を図る。

(7)安全衛生対策強化月間(カレンダーの作成等)

カレンダーについては、年間上下期の2回作成する。

7月の安全衛生強化月間については、安全意識の向上を図るためのぼりを製作し配布する。

(8)改正法令の適合に対するフォローアップ

以上